

障がい福祉係からの お知らせ

【問合せ】福祉課障がい福祉係（三日月庁舎）
☎73-8820

る場合や施設に入所している場合、又は病院（診療所）に継続して3カ月以上入院した場合は支給されません。

【担当】江頭

●障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障害状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする障害児本人に支給されます。

◆手当額

月額1万4,380円
(2、5、8、11月の年4回に分けて支給されます)

◆支給制限

世帯の所得が一定額以上ある場合や障害児本人が公的年金を受けられる場合、又は施設に入所している場合は支給されません。

◆所得状況届について

現在、手当を受給されている方（所得制限限度額により支給が停止されている方を含む）は、8月に所得状況届を

◆支給制限

世帯の所得が一定額以上あ

◆手当額

月額2万6,440円
(2、5、8、11月の年4回に分けて支給されます)

提出していただく必要がありません。

対象となられる方には、お知らせをお送りしますので届出をお願いします。

【担当】江頭

●特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している人に支給される手当です。

障害状況に応じて一級、二級に規定され、支給資格が認定されると、申請月の翌月分から4月、8月、12月に前月分までの手当が支給されます。

◆手当額

・一級 児童一人につき
月額5万750円
・二級 児童一人につき
月額3万3,800円

◆所得状況届について

※手当の月額、物価変動等の要因により改定される場合があります。

◆支給制限

受給者の所得が一定額以上

ある場合や障害のある児童に公的年金が受けられる場合、又は児童福祉施設に入所（保育所、通園施設を除く）している場合は支給されません。

◆所得状況届について

現在、特別児童扶養手当を受給されている方は、8月に所得状況届を提出していただく必要があります（前年に引き続き所得制限限度額により支給停止となられる方については、届け出の必要はありません）。

対象となられる方には、お知らせをお送りしますので届出をお願いします。

なお、届出が無い場合、8月分以降の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【担当】古賀

※各種手当については、診断書等の提出が必要です。事前にご相談ください。

●佐賀県身体障がい者 巡回相談のお知らせ

◆日時・場所

・8月12日（木）
・受付 13時～14時
・三日月保健福祉センター
「ゆめりあ」
・相談料無料

◆内容

①身体障害者手帳交付に関する診断（整形外科・耳鼻咽喉科）
②補装具の交付に関することなど

※予約が必要です。事前にお電話にてご相談ください。

◆申し込み期限

8月5日（木）まで

【担当】嘉村

